

由利本荘市飲用井戸等衛生対策要領

1. 目的

この要領は、一定程度の有害物質等を含有する地下水等が飲用として供給されることのないよう、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とする、水道法等の規制を受けない水道について、その適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生確保を図ることを目的とする。

2. 基本方針

飲用井戸等の衛生確保は、飲用井戸等を設置しようとする者又は飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）が自らの責任で行うことを基本とし、市は、飲用井戸等の衛生確保が図られるよう、設置者等に対し、適正な管理等について指導・助言を行うものとする。

3. 対象施設

この要領において対象とする施設は、市内に設置されている次に掲げる施設のいずれかであって水道法（対象：上水道、簡易水道、専用水道及び簡易専用水道）、秋田県小規模水道条例（対象：小規模水道）、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（対象：特定建築物）、由利本荘市上水道事業給水条例及び由利本荘市上水道事業給水条例施行規程（対象：小規模貯水槽水道）の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- （１） 個人住宅・寄宿舍・社宅・共同住宅等に居住する者に対して、飲用水を供給する給水施設（表流水・湧水を水源とするものも含む。以下「一般飲用井戸等」という。）
- （２） 官公庁・学校・病院・店舗・工場その他の事業所等に対して、飲用水を供給する給水施設（表流水・湧水を水源とするものも含む。以下「業務用飲用井戸等」という。）
- （３） 地下水・表流水・湧水等、若しくは水道事業の用に供する水道等から供給を受ける水と混合した水を水源とし、受水槽を介して飲用水を供給する専用水道に該当しない給水施設（以下「小規模受水槽水道」という。）

4. 衛生確保対策の内容

（１）対象施設の把握

市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数について対象施設を把握するよう努めるものとする。

① 把握の内容

「一般飲用井戸等」

- * 設置者
- * 設置場所
- * 利用形態（専用・併用）
- * 水源の種別（地下水・表流水・湧水）

「業務用飲用井戸等」

- * 設置者
- * 設置場所
- * 利用形態（専用・併用）
- * 水源の種別（地下水・表流水・湧水）
- * 水量の状況（十分・普通・不足）
- * 消毒設備（有・無）
- * 水質検査の実施（有・無）

「小規模受水槽水道」

- * 設置者
- * 設置場所
- * 水槽有効容量
- * 供給水道施設名

(注)「専用」 水道に加入しておらず、自家用の井戸等を設置して飲用に供しているもの
「併用」 水道に加入しているにもかかわらず、井戸等を併設し飲用に供しているもの

(2) 飲用井戸等の設置者に対する指導

市は、飲用井戸等の設置等に対し、次に掲げる基準に従い指導等を行うものとする。

①一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等

a) 管理

ア. 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないよう適切な措置を講ずること。

イ. 設置者等は、井戸の構造（井筒・ポンプ・井戸のふた等）並びに井戸周辺の清潔保持を図るため適宜点検を行うとともに、汚染源に対する防護措置を講ずること。

b) 水質検査

ア. 一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、設置者等は、給水前に水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定めるすべての項目のうち、消毒副生成物を除いた項目の検査を行い、同省令に定める基準に適合することを確認すること。ただし、次の13項目（以下「定期検査項目」という。）以外は、地域的な状況から問題ないと判断される場合は省略することができる。

・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン

- ・有機物（全有機炭素（TOC）の量）・一般細菌・大腸菌
 - ・pH値・臭気・味・色度・濁度・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項
- イ．一般飲用井戸等（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用飲用井戸等の設置者等は、定期検査項目について、毎年1回以上水質検査を行うこと。
- また、これ以外のものについても、同様の検査を行うことが望ましいこと。
- なお、市は必要に応じて重点地域を選定し、定期検査項目について水質検査を行うものとする。
- ウ．ア及びイの水質検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関で行うものとする。
- エ．設置者等は、水道法に基づく水質基準を超えた場合には、市や保健所に連絡し指導を受けること。

②小規模受水槽水道

a) 管理

- ア．設置者等は、年1回定期的に水槽の清掃を行うこと。
- イ．設置者等は、水槽等の施設を点検し、水の汚染防止に努めること。
- ウ．設置者等は、給水栓から出る水の色、濁り、臭い、味等に注意し、異常があれば必要な水質検査を行うこと。
- エ．設置者等は、供給している水が人の健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者や市、保健所などに連絡すること。

b) 水質検査

- ア．設置者等は、毎年1回以上、その管理状況について検査（検査の内容は、簡易専用水道の定期検査に準ずるものとする。ただし、現場検査のうち書類検査を除く。）を受けること。
- イ．上記の検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関で行うこと。

5. 汚染された飲用井戸等に対する措置

市は、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合、その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに必要な措置をとるものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。